令和８年度

中間市議会の概要



福岡県
中間市議会

垣生公園

目　次

第１章　市の概要

概要・市制・面積・市章・市の花木…… Ｐ 1
人口と世帯・産業形態…… Ｐ 2

第２章　議　会

議員数…… Ｐ 3
議会事務局・常任委員会…… Ｐ 4
議会運営委員会の決定事項…… Ｐ 5
議会費予算・議会開催状況…… Ｐ 8
付議事件…… Ｐ 9
議員報酬等・政務活動費・会議録…… P10
議会公報…… P11

第３章　行財政

一般会計（歳入）…… P12
一般会計（歳出）…… P13
財政指数・特別会計…… P14
機構図…… P15

＜資料＞

議員名簿…… P16

第１章　市の概要

１．概要

中間市は、福岡県の北部に位置し、東は北九州市、南は直方市、西は鞍手郡、北は遠賀郡に接し、市の中央を遠賀川が貫流しています。

明治の末から昭和の初めにかけて炭鉱町としての基礎を築き、大正11年に町制を施行、戦後の石炭産業の隆盛に伴い人口も増加、昭和33年に市制を施行しました。

エネルギー革命により人口が激減しましたが、北九州市の衛星都市として積極的な住宅政策が実を結び、そうしたなかで、本市が自立するばかりではなく、市民との協働により、市民が「住んでよかった。子どもを生み育ててよかった。」と安心できるまちを創造するために、新たな課題の克服に向けた施策を展開しています。

２．市制

昭和33年11月1日　施行



３．面積

15.96k㎡
（東西6.98km　南北4.45km）

４．市章



中間市（ナカマ）の3文字を組み合わせて図案化したもので、下部の**ナ**が**ナ**、上部の**カ**が**カ**、中央が**マ**を表しています。

５．市の花木

市の花　パンジー・コスモス
市の木　クス・クロガネモチ

市の公式キャラクター「なかっぱ」



6．人口と世帯

①人口と世帯の推移

国勢調査 年　次	世帯数 （世帯）	人口（人）			人口密度 （人/k㎡）	世帯人口 （人/世帯）
		総数	男	女		
昭和35年	9,143	42,418	21,013	21,405	2,691	4.64
昭和40年	8,370	33,784	16,156	17,628	2,144	4.04
昭和45年	9,219	33,734	15,975	17,759	2,140	3.66
昭和50年	12,455	43,145	20,609	22,536	2,674	3.46
昭和55年	14,716	48,647	23,308	25,339	3,093	3.31
昭和60年	15,657	50,294	24,010	26,284	3,157	3.21
平成２年	16,149	49,216	23,232	25,984	3,080	3.05
平成７年	16,924	49,353	23,182	26,171	3,088	2.92
平成12年	17,576	48,036	22,343	25,693	3,006	2.73
平成17年	17,880	46,560	21,555	25,005	2,914	2.60
平成22年	17,801	44,210	20,428	23,782	2,766	2.48
平成27年	17,414	41,796	19,371	22,425	2,618	2.40
令和２年	17,369	40,362	18,961	21,401	2,529	2.32

②年齢3区分別人口（令和2年国勢調査）

区　分	年少人口 （0～14歳）	生産年齢人口 （15～64歳）	老年人口 （65歳以上）
人　口	4,405 人	20,583 人	15,106 人
割　合	11.0 %	51.3 %	37.7 %

注）小数点第2位以下で四捨五入を行っているため、合計値が100%にならない場合があります。

7．産業形態（令和2年国勢調査）

第１次	132 人	0.8 %
第２次	4,597 人	29.6 %
第３次	10,326 人	66.4 %
分類不能	493 人	3.2 %

注）小数点第2位以下で四捨五入を行っているため、合計値が100%にならない場合があります。

第２章　議　会

１．議員数

①定数

条 例 定 数　16人（平成29年7月 19人→17人　令和3年7月 17人→16人）
現　員　数　16人（任期：令和7年7月14日～令和11年7月13日）

②年齢別

（令和8年4月1日現在）

年　齢	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79
人　員	2	3	5	2	4

最年少　34歳　　最年長　76歳　　平均年齢　56.3歳

③当選回数別

（人）

年 齢	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
人 員	5	2	3	1	2	0	3	0	0

④党派別・会派別

（人）

会派別＼党派別	立憲民主党	公明党	日本維新の会	日本共産党	無所属	計
公　明　党		3				3
新風クラブ					2	2
創　希　改					2	2
中間クラブ					2	2
日本共産党				1		1
明政クラブ					2	2
勝　友　会					1	1
おれんじの会					2	2
清　和　会					1	1
計		3		1	12	16

２．議会事務局

定数　6人

実数　6人　　局長 ── 次長── 議事係　係長1名、係員1名

総務係　係長1名、係員1名

３．常任委員会

委　員　会　名	定数	所　　管　　事　　項
総合政策委員会	6人	総務部、未来創造部、教育委員会、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局及び会計課の所管に属する事項、並びに他の常任委員会の所管に属さない事項
市民厚生委員会	5人	市民部及び保健福祉部の所管に属する事項
産業消防委員会	5人	建設産業部、農業委員会事務局、環境上下水道部及び消防本部の所管に属する事項

４．議会運営委員会の決定事項

議運委員の選出方法
・２人～４人の会派　　１人
・５人～７人の会派　　２人
・８人～１１人の会派　３人
・１２人以上の会派　　４人
・常任委員会の委員長　１人

議運委員を出せていない会派
・１名を傍聴として出席させることができる。

会派調整
・議会運営委員会は、各会派の連絡調整を行い議会の円滑なる運営を図ることを目的とし、委員は、委員会における決定事項を自己の会派所属議員に伝達し、その調整に当るものとする。

本会議開会
・議会運営委員会の内容の会派消化は、前日か遅くとも本会議開会時刻までに行い、本会議の定刻開会に協力する。

招集の為の協議
・議会運営委員会の委員長は、委員会を開くときは、あらかじめ議長に協議する。

副議長の出席
・委員外議員として常時出席することとする。

委員欠席の場合
・委員外議員として代理出席の希望があればこれを許可する。

委員外議員
・委員外議員は討論及び採決に加わることができない。

議会開催日
・議会運営委員会は、議会招集予定日が確定した時点で開催し、先ず日程を決める。
・議会運営委員会は、原則として議会招集日の３日前（休日を除く）にも開催し、付議事件等の取り扱いを決める。

請願・意見書・決議の受付

・招集３日前の議会運営委員会開催日の、更に３日前の午後５時15分までとする。
　緊急を要するものはその都度協議する。

一般質問

・一般質問は会期第２日の冒頭に行う。
・受付の締切は、招集３日前の議会運営委員会開催日の、更に３日前の午後５時15分とする。
　また、その一週間前に質問通告書を送付する。
・順番は先着順とする。
　当日の午前８時30分から受付し、８時30分時点で２人以上の場合はくじ引きとする。
　ただし、くじ引きは議員本人に限る。
・質問時間は、答弁を含み１人40分以内とする。
　再質問の制限は、なし。

予算・決算の審査

・各常任委員会に分割付託する。

各常任委員会における採決

・態度保留した者に「退室を命じる」旨、事前に宣告する。
　これに従った場合は、退席委員は採決にカウントしない。
　退室に従わない場合は出席委員として扱い、「表決しない者は否決とみなす」ことを事前に宣告し、反対の意思表示とみなす。

表決

・委員会の報告が否決のときは、原案について諮る。
・一括議題としたとき、質疑は一括とし、討論及び採決は、それぞれの議案ごとに行う。
・執行機関提案の人事同意案件については、議会運営システムの記名採決機能（以下「記名採決機能」という。）を使用して行う。
・採決は、簡易採決又は記名採決機能を使用して行う。

反問権

・質問の背景、根拠など不明な点を問い返すことで、論点、争点を明確にし、議論を深めるため、執行機関に対し、本会議及び委員会において反問権を認めることとする。
・反問権を認める者は、本会議にあっては市長、副市長、教育長、環境上下水道部長、消防長とし、委員会にあっては会議に出席するすべての議事説明員とする。
・本会議の一般質問において、反問及び反問に対する答弁時間は、質問時間に含めないこととする。
・反問を行う者は、反問を行うに当たり、本会議においては議長、委員会においては委員長の許可を得なければならない。この場合において、反問を行う者は、反問を終了するときは、反問を終了する旨の申し出を議長又は委員長にしなければならない。
・反問権を認める者が事故あるとき、又は欠けたときは、それぞれの職における職務代理に当たる者に反問権を認める。

情報通信機器の使用

・本会議及び委員会において中間市議会情報通信機器の使用基準（令和２年２月２８日作成）に基づく議長から貸与されたタブレット端末並びに議長に事前に届出を行った場合に限り、パーソナルコンピュータ、タブレット端末、スマートフォン及び携帯電話を使用することができる。ただし、次の事項を遵守しなければならない。
※音声や操作音を発するなど会議の運営上支障となる行為を行わないこと。
※当該会議の目的外の用途に使用しないこと。
※会議の写真の撮影や音声の録音を行わないこと。
※個人情報その他市議会及び市において公開されていない情報を公開しないこと。
※審議、審査中の情報を外部に発信しないこと。
※ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）や掲示板などへの投稿をしないこと。

インターネット配信

・会議の音声及び映像はインターネットで生配信及び録画配信を行うものとする。

儀礼

・現職議員の逝去に対し、直近の議会で追悼を行う。

５．議会費予算

（単位：千円）

区　　分	令和7年度	令和8年度
報　　酬	70,984	69,960
給　　料	25,555	26,610
職員手当等	37,368	38,570
共済費	27,696	26,199
報償費	50	710
旅　　費	4,358	3,917
交際費	250	250
需用費	1,852	1,894
役務費	320	135
委託費	417	353
使用料及び賃借料	4,735	5,769
負担金補助及び交付金	542	541
公課費	0	0
計	174,127	174,908

６．議会開催状況（令和7年1月～令和7年12月）

① 本 会 議

	会　　期	会期日数	開催日数
第1回臨時会	1月20日	1	1
第2回定例会	3月4日～3月26日	22	4
第3回定例会	5月22日～5月23日	2	2
第4回臨時会	7月18日	1	1
第5回定例会	9月2日～9月26日	25	4
第6回定例会	11月25日～12月11日	17	4
計		68	16

② 委 員 会　（令和7年1月～令和7年12月）

委員会名	開催日数
総合政策委員会	15
市民厚生委員会	14
産業消防委員会	12
議会運営委員会	15

7．付議事件（令和７年）

本会議名		１月	３月	６月	７月	９月	１２月	計
種類別		臨時	定例	定例	臨時	定例	定例	
選挙		0	0	0	5	0	0	5
市長提出議案	条例	1	13	2	0	2	16	33
	予算	1	14	4	0	7	7	32
	決算	0	0	0	0	9	0	9
	契約	0	0	0	0	1	1	2
	専決	0	0	3	0	0	1	4
	同意	0	0	0	1	2	1	4
	諮問	0	0	0	0	0	1	1
	その他	0	2	1	0	4	3	10
	計	2	29	10	6	25	30	100
議員提出議案	条例	0	3	0	1	0	0	4
	規則	0	0	0	0	0	0	0
	意見書	0	2	2	0	0	0	4
	決議	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	5	2	1	0	0	8
請願		0	0	0	0	0	0	0

8．議員報酬等

①報酬（平成29年4月1日施行）

議　長	423,000円
副議長	381,000円
議会運営委員長	364,000円
常任委員長	
議会運営副委員長	360,000円
常任副委員長	
議　員	355,000円

（参考：三役の報酬 平成25年4月1日施行）

市　長	888,000円
副市長	724,000円
教育長	646,000円

②期末手当

支給月	6月	12月
支 給 率	142.5/100	152.5/100

③費用弁償

出 席 手 当 等　　な　し

行政視察旅費

常任委員会　　：国内２泊３日、130,000円／人　以内

議会運営委員会等：国内１泊２日、　70,000円／人　以内

9．政務活動費（平成19年５月１日に廃止）

なお、廃止以前（政務調査費）は、

交付対象　　会派（１人会派も含む）

交 付 額　　月額20,000円／人　年額24万円を四半期毎に交付

10．会議録

・本会議の会議録は、音声認識システムでテキスト化し、業者に製本委託（談話室、各会派室、情報公開コーナーに備え付け）している。

・平成２５年第２回定例会（６月）から、インターネット上（YouTube）で本会議等の録画中継の配信を行っている。

・令和４年第４回定例会（９月）から、インターネット上（YouTube）で本会議の生中継の配信を行っている。

・令和５年第３回定例会（６月）からインターネット上（YouTube）で委員会の生中継の配信を行っている。

11. 議会公報

・昭和52年１月から、年４回（平均10ページ，Ａ４版）議会だよりを発行。事務局で案を作成し、編集委員会で承認
・令和６年11月からInstagramにて議会情報を発信

第３章　行財政

１．令和8年度一般会計予算

① 歳 入

区　　分	金　額（千円）	構成比（%）
市　　税	4,321,121	20.2%
地方譲与税	112,434	0.5%
利子割交付金	15,454	0.1%
配当割交付金	41,320	0.2%
株式等譲渡所得割交付金	36,546	0.2%
法人事業税交付金	76,296	0.4%
地方消費税交付金	1,064,251	5.0%
環境性能割交付金	4,001	0.0%
地方特例交付金	58,074	0.3%
地方交付税	5,678,656	26.5%
交通安全対策特別交付金	7,000	0.0%
分担金及び負担金	26,971	0.1%
使用料及び手数料	181,383	0.8%
国庫支出金	4,652,915	21.7%
県支出金	1,759,210	8.2%
財産収入	37,967	0.2%
寄附金	331,001	1.5%
繰入金	1,204,601	5.6%
繰越金	13,746	0.1%
諸収入	360,241	1.7%
市　　債	1,410,200	6.6%
歳入合計	21,393,388	100.0%

注）小数点第2位以下で四捨五入を行っているため、合計値が100%にならない場合があります。

②-1 歳 出 （ 目 的 別 ）

区　　分	金　額（千円）	構成比（%）
議　　会　　費	174,908	0.8%
総　　務　　費	3,848,540	18.0%
民　　生　　費	10,376,823	48.5%
衛　　生　　費	1,215,640	5.7%
労　　働　　費	1,906	0.0%
農 林 水 産 業 費	124,152	0.6%
商　　工　　費	307,724	1.4%
土　　木　　費	1,577,412	7.4%
消　　防　　費	953,274	4.5%
教　　育　　費	1,736,236	8.1%
災 害 復 旧 費	1,000	0.0%
公　　債　　費	1,025,773	4.8%
予　　備　　費	50,000	0.2%
歳　　出　　合　　計	21,393,388	100.0%

注）小数点第2位以下で四捨五入を行っているため、合計値が100%にならない場合があります。

②-2 歳 出 （ 性 質 別 ）

区　　分	金　額（千円）	構成比（%）
扶　　助　　費	6,955,356	32.5%
人　　件　　費	4,037,612	18.9%
公　　債　　費	989,327	4.6%
普 通 建 設 事 業	1,992,721	9.3%
災 害 復 旧 事 業	1,300	0.0%
繰　　出　　金	2,412,262	11.3%
補　助　費　等	2,280,597	10.7%
物　　件　　費	2,303,652	10.8%
積　　立　　金	249,560	1.2%
維 持 補 修 費	89,965	0.4%
予　　備　　費	50,000	0.2%
貸　　付　　金	31,036	0.1%
歳　　出　　合　　計	21,393,388	100.0%

注）小数点第2位以下で四捨五入を行っているため、合計値が100%にならない場合があります。

③ 財 政 指 数 （令和６年度決算）

区　　分	
基準財政収入額	4,109,994 （千円）
基準財政需要額	8,751,660 （千円）
財政力指数	0.455
実質公債費比率	4.5％
実質収支比率	5.9％
経常収支比率	93.7％

２．令和８年度特別会計予算

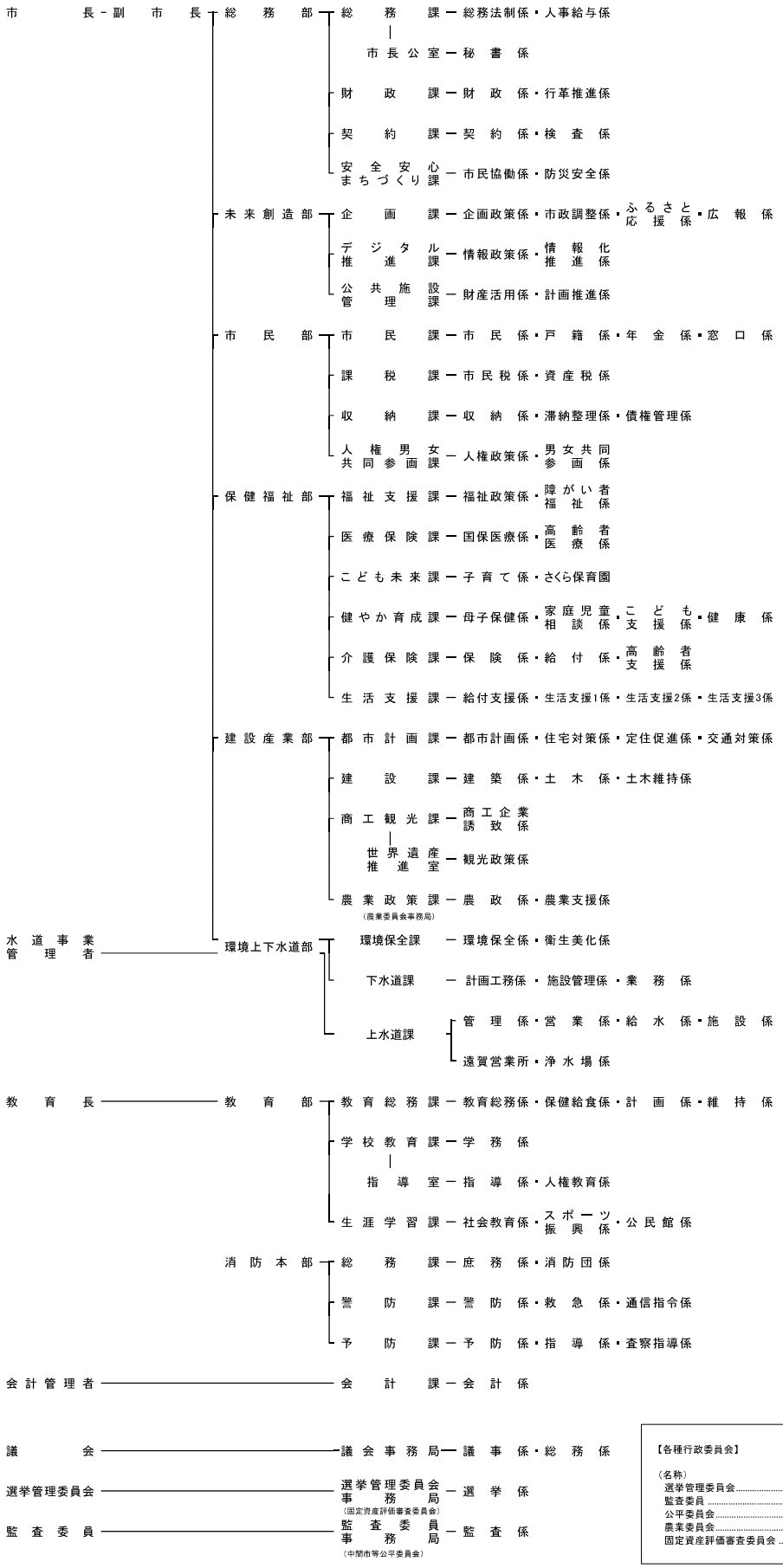
（単位：千円）

区　　分	予　算　額
国民健康保険事業	4,446,920
後期高齢者医療	1,114,813
介護保険事業	5,339,603
公共用地先行取得	100

（単位：千円）

		収　入	支　出
水道事業	収益的	1,133,122	1,259,102
	資本的	1,079,126	1,720,937
公共下水道	収益的	1,553,471	1,533,543
	資本的	1,470,321	1,891,402

機構図　令和8年度4月1日



【各種行政委員会】

（名称）	（所管）
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局
監査委員	監査委員事務局
公平委員会	監査委員事務局
農業委員会	農業政策課
固定資産評価審査委員会	選挙管理委員会事務局

議員名簿（議席番号順）

※ □…議長　□…副議長



うえもと　たねみ
植本　種實
明政クラブ
（無所属）



ほりた　かつや
堀田　克也
明政クラブ
（無所属）



こばやし　しんいち
小林　信一
中間クラブ
（無所属）



たぐち　よしひろ
田口　善大
中間クラブ
（無所属）



はら　まい
原　舞
おれんじの会
（無所属）



もりがみ　しんぺい
森上　晋平
清和会
（無所属）



たぐち　すみお
田口　澄雄
日本共産党
（日本共産党）



かけだ　るみこ
掛田　るみ子
公明党
（公明党）



あべ　いちお
阿部　伊知雄
公明党
（公明党）



はらぐち　よしかず
原口　佳三
公明党
（公明党）



さこだ　りゅうた
迫田　隆太
おれんじの会
（無所属）



やまと　えいじ
大和　永治
新風クラブ
（無所属）



しばた　こうじ
柴田　広辞
新風クラブ
（無所属）



おおむら　しゅうぞう
大村　秀三
創希改
（無所属）



しもかわ　としひで
下川　俊秀
創希改
（無所属）



なかの　かつひろ
中野　勝寛
勝友会
（無所属）

中間市民憲章

わたしたち中間市民は、相互の信頼と協力をもとにして、
調和のとれたまちづくりをめざします。
わたしたち中間市民は、限りない明日への躍進を願い、
ここに“憲章”を定め、わたしたちの心がけとします。

ー　きまりを守り　平和で安全なまちをつくります
ー　しごとに励み　活気にみちたまちをつくります
ー　人をだいじにし　心ゆたかなまちをつくります
ー　若い力を育て　スポーツと文化のまちをつくります
ー　自然を守り　美しいみどりのまちをつくります

福岡県中間市議会事務局

〒809-8501
福岡県中間市中間一丁目１番１号
TEL 093(246)6220（直通）
093(244)1111（代表）
FAX 093(245)0101
E-mail:gikai@city.nakama.lg.jp